

一般社団法人日本マネジメントスクール定款

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条** この法人は、一般社団法人日本マネジメントスクールと称する。
2 英文では、Japan Management School（略称JMS）と表記する。

(事務所)

- 第2条** この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第3条** この法人は、マネジメントに関する教育を行い、わが国の中核的人材の養成を図るとともに、その調査研究及び会員相互の連絡・研鑽を高等教育機関との連携も図りつつ行い、もってわが国産業教育及び社会教育の向上並びに社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) マネジメントに関する資料収集、人材育成及び普及啓発
(2) マネジメント教育のための調査研究
(3) 産業界における男女共同参画推進に関する調査研究
(4) マネジメント教育をもつて行う就業力育成支援
(5) マネジメント教育をもつて行う教育管理職養成支援
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した法人・団体又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的、事業を賛助するため入会した法人・団体又は個人
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあつた者又は学識経験者で社員総会において承認された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 法人又は団体は、代表者としてこの法人に対して権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、前項の経費の負担を要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき

は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に負担した経費は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 長期借入金
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第 15 条 社員総会を招集するには、開会の 1 週間前までに、正会員に対して、招集の通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる場合には、2 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長となる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第 19 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって社員総会の議決権を行使することができる。

2 社員総会に出席しない正会員は、理事会の決議を経て書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

3 前 2 項の議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があ

ったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員の設定)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長とし、1 名を副会長、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその親族等である理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。
- 4 監事を選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間

隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任した理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残存期間とする。
- 3 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、法令又はこの定款に定めるものによる。

(役員の責任免除等)

第30条 この法人は、一般法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び参与)

第31条 この法人に、任意の機関として名誉会長1名及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び参与は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 名誉会長及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 名誉会長及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第34条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

(招 集)

第35条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会においては、代理人、書面及び電磁的方法による議決権の行使を認めない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基 金

(基 金)

第40条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法

その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものを基本財産とすることができる。

- 2 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 3 基本財産の一部を処分する場合には、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿は主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第45条 資金の借入れをしようとするときは、返済期間が1年以上の長期の

場合又は当該事業年度の収入予算額を超える借入金の場合は、総会の決議を経なければならない。

(剰余金の処分制限)

第 46 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第 47 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第 9 章 委 員 会

(委員会)

第 48 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 49 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第 50 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報の適切な管理のための措置に関する規則による。

第11章 事務局

(事務局)

第51条 この法人に事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 補 則

(規則の制定)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な規則は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、本定款第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、野田 一夫とする。